

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和8年1月26日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸

1. 事業概要

- (1) 事業名 桧股国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業
(2) 事業内容 閲覧図書のとおり
(3) 事業場所 奈良県吉野郡野迫川村 桧股国有林(834・835 林班)
伯母子国有林(815~833 林班)
奈良県吉野郡天川村 入谷国有林(84~91 林班)
(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年1月 29 日まで
(5) 本案件は、電子調達システムを利用して入札に参加することができる。

2. 入札参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 法人又は複数の法人の連合体であること。
(2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
また、予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(その他)」において、「A, B, C, D」等級に格付けされた「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて3(5)の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。
(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日）9

（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。

（6） 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

（7） 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）若しくは森林組合法（昭和53年法律第36号）等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（8） 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（9） 本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用すること。

① 事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、下記の要件を満たしていること。

（ア） 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知

識講習を本事業実施前(公告日)3年以内に修了した者、または同等の講習を本事業実施前(公告日)3年以内に修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を本事業実施前(公告日)3年以内に受講していること。

ただし、(ア)及び(ウ)については、本事業実施前(公告日)3年以内に受講していない者に対しては、事業開始前(委託契約書第2条に定める事業計画書提出時)までに講習を受講することによって資格を有することとする。

② 捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の下記の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を本事業実施前(公告日)3年以内に修了した者、または同等の講習を本事業実施前(公告日)修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を本事業実施前(公告日)3年以内に受講していること。

ただし、(ア)及び(ウ)については、本事業実施前(公告日)3年以内に受講していない者に対しては、事業開始前(委託契約書第2条に定める事業計画書提出時)までに講習を受講することによって資格を有することとする。

③ 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ必ず加入すること。

なお、加入状況等詳細については、入札説明書による。

① 損害賠償保険

事業管理責任者及び捕獲従事者は、銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上とする。

② 従事者傷害保険

事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、死亡保険金1千万円以上とする。

(11) 以下に定める社会保険等への加入

① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(12) 法人として当該事業と同様の捕獲(調査)方法による実績を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間に有すること。

(13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」

(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)に沿って、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート」

(様式資6)に記入し提出すること。

注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

(14)電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

3. 入札手続等

(1)契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時等

①場所: 〒630-8035

奈良県奈良市赤膚町1143-20

奈良森林管理事務所 総務グループ

電話 050-3160-6150

メールアドレス: nyusatsu_nara@maff.go.jp

②期間: 令和8年1月26日から令和8年2月24日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

③その他: 資料は無料である。

入札説明書及び閲覧図書はインターネットの近畿中国森林管理局ホームページからダウンロードすること。

(2)入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

①期間: 令和8年1月27日から令和8年2月13日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

②場所: 上記3の(1)の①と同じ

(3)質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

①期間: 令和8年1月27日から令和8年2月24日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

②場所: 3の(1)の②と同じ

なお、近畿中国森林管理局ホームページから「公売・入札情報>公告中の案件に関する質問及び回答」

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/public-qa.html>)にて閲覧することもできる。

(4) 現場説明

現場説明は行わない。

4. 競争参加資格の確認等

上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請者から提出された書類を分任支出負担行為担当官が審査し、要求を満たした者を最終的に当該競争に参加させる者とする。

なお、要求を満たしていない者には、令和8年2月17日までにその旨を電子調達システム(紙申請の場合は電子メール等)により連絡する。

5. 競争参加資格確認書類の提出場所及び提出期限

(1) 電子調達システムで参加する場合

①提出方法:電子調達システムで送信すること。

ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーションPDF ファイル
- ・画像ファイルJPEG 形式又はGIF 形式
- ・圧縮ファイルZIP 形式

②提出期間:令和8年1月27日(火)9時から

令和8年2月9日(月)17時まで

(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

(2)紙入札で参加する場合

①提出方法:原則として電子メールにより提出するものとする(持参、郵送による提出も可)。

②期間:令和8年1月27日から令和8年2月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の9時から17時まで(正午から午後1時までを除く。)

③提出場所:場所:〒630-8035

奈良県奈良市赤膚町1143-20

奈良森林管理事務所 総務グループ

電話 050-3160-6150

メールアドレス: nyusatsu_nara@maff.go.jp

④提出部数:1部

(3)競争参加資格確認提出書類

入札説明書による。

6. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110 分の100 に相

当する金額を入札書に記載(電子調達システムによる場合は、システムに入力)し、提出すること。

7. 入札・開札の場所及び日時

(1)電子調達システムで参加する場合

①入札の日時:令和8年2月19日(木)9時から令和8年2月25日(水)14時までに
入札金額の送信を行うこと。

②開札の場所及び日時

・場 所:奈良森林管理事務所 会議室

・日 時:令和8年2月25日(水)14時入札締切後、即時開札とする。

(2) 紙入札で参加する場合

①入札、開札の場所及び日時

・場 所:奈良森林管理事務所 会議室

・日 時:令和8年2月25日(水)14時入札、即時開札とする。

入札者注意書の説明を行うので、入札参加者は13時50分までに集合
すること。

なお、郵便入札を行うときは、令和8年2月24日(火)の17時までに入札
書が上記5(2)の③に示す場所に到着するように、書留郵便(一般書留又
は簡易書留に限る)で差し出すこと。また、郵便による入札書は、封筒に入
れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び
「何月何日開札、(物件名)の入札書在中」と朱書きした上で外封筒に入れ
ること。なお、外封筒の封皮にも「何月何日開札、(物件名)の入札書在中」
と朱書きすること。ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行
った場合は、再度の入札に参加できない。

8. その他

(1)手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)入札保証金及び契約保証金

①入札保証金:免除

②契約保証金:免除

(3)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚
偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこと
とする。

(4)落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格

をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5)契約書作成の要否 要

(6)概算払

概算払は行わない。

(7)前金払

前金払は行わない

(8)関連情報を入手するための照会窓口

上記3の(1)の①に同じ。

(9)詳細は入札説明資料による。

9. 配付資料等

(1)入札説明書

(2)入札注意書

(3)委託契約書(案)

(4)共通仕様書

(5)特記仕様書

(6)競争参加資格確認申請書様式

(7)(参考資料)契約締結後における提出様式

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」(http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html)をご覧下さい。